

令和 8 年 3 月 2 4 日
相 模 原 市 発 表 資 料

議員提出議案第 2 号「映像の力でさがみはらを元気にする 条例」が可決されました

令和 8 年 3 月定例会議第 3 日（2 月 2 6 日開催）において、「映像の力でさがみはらを元気にする」ことを実現するため、当該実現に向けた基本理念、市の責務、映像事業者、事業者及び市民の役割並びに撮影推進施策に係る基本的な事項について所要の定めをするため、「映像の力でさがみはらを元気にする条例」が議員により提出され、3 月 2 日に行われた総務委員会で審議されたのち、本日開催された定例会議において賛成総員により可決されました。なお、当該条例は 3 月 2 5 日の公布、4 月 1 日の施行を見込んでいます。条例の内容については、別紙のとおりです。

以 上

問合せ先
議会局政策調査課
電話 0 4 2 （ 7 6 9 ） 9 8 0 3

映像の力でさがみはらを元気にする条例

本市は、住宅、商店、工場等が集積する都市部並びに山、川、湖等の豊かな自然及び風情のある人里が調和した山間部を有しており、ロケーションに適した場所の豊富さ及び都心との交通の利便性の高さから、様々な映像作品の撮影地として選ばれてきました。

本市がより多くの映像作品の撮影地となることは、地域経済の活性化につながるとともに、映像作品として自分の住むまちや見慣れた風景が発信されることによりシビックプライド(さがみはらみんなのシビックプライド条例(令和3年相模原市条例第3号)第2条第1号に規定するシビックプライドをいいます。以下同じです。)の醸成を図ることにつながります。

今後、ロケーションを積極的に誘致し、本市がより多くの映像作品の撮影地として選ばれるためには、市、事業者及び市民がこれまで以上に映像作品の制作に対する理解を深めるとともに、映像事業者による映像作品の撮影に対する支援及び協力に係る意識を高めていく必要があります。

このような認識の下、本市が有する撮影地としての可能性並びに映像作品及び映像産業がもたらす効果及び価値を最大限にいかすとともに、市、事業者及び市民が協力及び連携をしながら撮影推進施策を実施することにより、本市がより多くの映像作品の撮影地として選ばれ、本市の魅力が市内外に広く発信されることを実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、撮影推進施策に関する市の責務並びに映像事業者、事業者及び市民の役割並びに、基本的な事項を定めることにより、本市の撮影地としての需要の拡大を図る様々な取組を推進し、地域経済の活性化、シビックプライドの醸成を図り、もって「映像の力でさがみはらを元気にする」ことを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 撮影推進施策 次に掲げる取組をいいます。

ア ロケーションの誘致に係る取組

イ 映像作品の制作に対する事業者及び市民の理解及び協力の促進に係る取組

ウ 本市で撮影された映像作品を通じて多くの人が本市に親しみを持つことを

促進する取組

エ 映像事業者による映像作品の制作を通じて事業者による事業活動及びサービスが活用されることを促進する取組

(2) 映像事業者 映像作品の制作及び発信に係る事業を営む個人又は法人その他の団体をいいます。

(3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいいます。

(4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する人をいいます。

(基本理念)

第3条 「映像の力でさがみはらを元気にする」ことの実現は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとします。

(1) 映像事業者の主体性及び創造性を十分に尊重すること。

(2) 本市で撮影された映像作品は、多くの人から本市が魅力的なまちとして認知されるための有効な手段となるものであるとの認識に立つこと。

(3) 映像産業を始めとする市内の産業の発展を目指すこと。

(4) 市、映像事業者、事業者及び市民がそれぞれの役割等を認識し、相互に協力及び連携をすること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、撮影推進施策を戦略的かつ効果的に実施するものとします。

2 市は、事業者及び市民の映像作品の制作に対する理解並びに支援及び協力が得られるよう、必要な取組を積極的に実施するものとします。

3 市は、映像作品の制作において、事業者による事業活動及びサービスが活用されるよう、必要な支援及び環境の整備を行うものとします。

4 市は、映像事業者が主体的かつ創造的に映像作品の制作及び発信に取り組めるよう、必要な支援及び環境の整備を行うものとします。

5 市は、映像作品を活用して、本市の魅力を戦略的かつ効果的に発信するものとします。

6 市は、撮影推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとします。

7 市は、撮影推進施策を実施するに当たり、市、国及び他の地方公共団体並びに

映像事業者、事業者及び市民の間の連携が図られるようにします。

(映像事業者の役割)

第5条 映像事業者は、この条例の目的に対する理解を深め、本市の魅力の発信に取り組むものとします。

2 映像事業者は、映像作品の制作を行うに当たっては、事業者及び市民の安全を確保するよう、十分に留意するものとします。

3 映像事業者は、映像作品の制作を行うに当たっては、事業者による事業活動及びサービスを活用するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、映像事業者による映像作品の制作が円滑に進むよう、支援及び協力に努めるものとします。

2 事業者は、撮影推進施策に協力するよう努めるものとします。

(市民の役割)

第7条 市民は、撮影推進施策が本市の発展及び魅力の発信並びにシビックプライドの醸成につながることを理解するとともに、撮影推進施策並びに映像事業者による映像作品の制作及び発信に協力するよう努めるものとします。

(基本計画)

第8条 市長は、撮影推進施策を戦略的かつ効果的に実施するための基本的な計画(以下「基本計画」といいます。)を策定するものとします。

2 基本計画は、撮影推進施策の基本的な方針その他撮影推進施策を戦略的かつ効果的に実施するために必要な事項について定めるものとします。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとします。

(実施状況の検証及び公表)

第9条 市長は、毎年度、撮影推進施策の実施状況について、検証を行うとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとします。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行します。